

第6回朝来市自治基本条例審議会議事録

会議の名称	第6回朝来市自治基本条例審議会
開催日時	令和4年11月29日（火） 15時00分～17時00分
開催場所	朝来市役所本庁舎4階 401・402会議室
出席委員	大杉会長、小島委員、雑賀委員、下口委員、太田委員、中島委員、中尾委員、増子委員
傍聴者数	0人
会議概要	・前回会議のふりかえり等 ・内部検証報告書に基づく審議 (第29～32条)（「前文」「市民の定義付け」に関する意見審議）
審議対象課	総合政策課、総務課、防災安全課、市民協働課
事務局	まちづくり協働部市民協働課（澤田部長、神谷課長、山内副課長、中嶋課長補佐、高階係長）

1 開会

- ・神谷課長の司会により開会

2 あいさつ

- ・会長挨拶

3 説明

- ・配布資料の確認
- ・前回会議のふりかえり等

4 審議

【第29条（国及び兵庫県との関係）】※総合政策課

総合政策課から内容説明

総合政策課：国・県・市町村は対等な関係ということで連携していこうという趣旨と、国から言われるからということではなく、自ら考えて市政を行うということが大切である。特に問題なくできていると考えている。

委員：民生委員の選定や多面的機能支払交付金（農業を地域で取り組む際の補助制度）に係る事務など、なかなか地域だけでは難しくなっているケースがあり、市の担当に意見してきたことがある。その際に国や県が決めたことなので市では何ともできません。という回答が多い。意見として汲み取って国や県に伝えるべきだと思う。連携が取れていると言えるのか。

総合政策課：国や県が実施している事業については、なかなかすぐに変更できるものではない。しかし、国や県への要望は毎年行っているので、民生委員や多面的の件で多くの意見が寄せられれば、しっかりと繋いでいく機会はある。

委員：対応する職員にもよるのだろう。職員の対応としてそのような断り方をするのではなく、しっかりと繋いで欲しいと思う。

会長：出来ているか出来ていないかを検証する機会として、国や県への意見のつなぎに市民の方が疑問を持っていることは問題なので、職員が自治基本条例の意思をしっかりと学び、市民にも対応できるようになっていただきたい。この条文については改正の必要はないのではないかと思うがいかがだろうか。とても大切な内容なので、条例の改正は必要ないが運用の中でしっかりと対応いただきたい。

～委員一同了承～

【第 30 条（他の地方公共団体等との連携）】※防災安全課、総合政策課

防災安全課、総合政策課から内容説明

会長：説明にあったように他の自治体や大学等の学術機関との連携は現在も行われている。企業との連携は考えているのか。

総合政策課：金融機関とも連携している。

会長：このような広域連携はかつてに比べて多くなってきている。連携先と行政だけではない市民の繋がりなどに及ぶケースもある。遠隔地の自治体との交流というのは他にもあるのか。

総合政策課：長崎県の壱岐市とは友好都市としてイベント等で市民の交流を行っている。大分県の竹田市とは観光分野での連携もある。

委員：総合政策課の取組状況欄にあえて防災関係の表記があることに特別な意味があるのか。

総合政策課：重複しているだけである。

委員：今後、さらに連携が広がる可能性はあるのか。

総合政策課：今後も進展する可能性はあるが、お互いのニーズも確認しながら連携していく必要があると思われる。

会長：分野ごとに圏域を設定し連携していくことが必要だと考えられている。防災においては、離れた距離での連携が必要な分野である。東京 23 区は全国 700 を超える自治体と連携している。特産品の販売や商品開発までにも及ぶ。必要が無くなれば淘汰される事業もあると思うが、連携していくことはこれからも必要だと考えられる。
こちらの条文については改正の必要はないのではないかと思うがいかがだろうか。

～委員一同了承～

【第 31 条 (最高規範性)】※総務課

総務課から内容説明

総務課：条例要綱の改正にあたっては、例規案を事前審査して例規審査会にかけるようにしている。年間約 250 の制定改廃の実績である。課題としては市民の皆さんの意見も条例に反映するパブリックコメントを行っているが、コメントがあまり集まらない。今後も引き続き同じ体制で進めたい。

会長：パブリックコメントの実施基準はどのようなものか。

総務課：明確な基準は持っていないが、市民に義務を課したり権利に関係したり、大きな影響を与えたりするものには実施している。事前の例規審査で必要か不必要かは決めている。

会長：一定の基準を作って明確にすべきだと考える。

会長：最高規範とはいえ他の条例と横並びである。上下関係は横並びでも、自治基本条例の考え方は尊重しようという趣旨である。

委員：どんな手順でどれくらいの時間をかけて条例改正をしているのか教えて欲しい。

会長：できれば簡単な例を挙げていただきたい。

総務課：新たに制定する場合は何ヵ月も、1年2年かかることもある。コンプライアンスの関係に係る条例を制定しようと取り組んでいるが、調査→内部決裁→パブコメ→議会議決という順番になる。ただ、国の法律の変更に準じて改正等をする場合はそこまで時間はかからない。規則や要綱などでも2ヵ月ほどはかかっている。軽微なものも含んでの250件という実績である。

会長：コロナ関連の要綱制定などは早く対応されていると思う。種類によるところがあるが、市民の皆さんは条例の制定改正には労力がかかることも知っていただく必要がある。こちらの条文については改正の必要はないのではないかと思うがいかがだろうか。

～委員一同了承～

【第 32 条 (条例の見直し)】※市民協働課

市民協働課から内容説明

市民協働課：自治基本条例の見直し状況だが、地方自治法の改正に伴って条例改正を行っている。本条例の見直しについては、定期的に内容を審議できるような改正があっても良いように思うが、第18条の総合計画とも関係性が深い。総合計画の改正時期の前に検証の機会を持てるようにすべきだと考えてい

るが、条例改正はしなくても運用で対応が可能と考えている。

会長：第 18 条について再度確認したい。第 18 条と第 32 条のつながりについて再度説明をお願いしたい。

市民協働課：総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画という立て付けが条例で定められている。第 18 条の審議では、今時点での条例改正ということではなく、必要性が生じた時に改めて行くという方向で結論をいただいた。

会長：あまりそこに関連性はないように思う。第 32 条は第 32 条で議論したい。

委員：総合計画の立て付けの変更については、議会とも調整が必要なので、第 18 条に関してしっかりと議論が必要だと思う。

会長：第 18 条とリンクさせる必要は特に無いのではないかと思う。

市民協働課：内部検証では見直しの期間を明確に決めるべきではないかという思いから改正が必要であるとしていた。しかし、時期については運用で取り扱いが可能なので、総合計画の策定期間に合わせて検証をするということに内容を変更したいというものである。

会長：憲法や地方自治法の改正などで突発的な改正を行う場合は必然的に検証が必要になる。そういう場合ではなく、定期的な検証を行うか行わないか、検証するための附属機関を常設的に設け毎年 1 回検証委員会をする等、自治体によって取り扱いは様々になっている。委員の皆さんはどのように考えられるか。

委員：この前の検証はいつ行われたのか。

市民協働課：全体について検証するのは今回が初めてである。

会長：パブコメの回数等、しっかりと公表されていれば特に附属機関等は必要ないかもしれない。

委員：今まで検証の時期は決めていたのか。

市民協働課：今まで決まっておらず、条文では適切な時期となっている。

会長：「10 年以上経ったので今回検証しておきましょう。」ということか。

市民協働課：そうである。

委員：改めて職員としても根拠を見直す良い機会になったと思う。適切な時期をどのように設定するのが重要である。逐条解説に書き加えるのはどうか。

委員：検証するとなると、その都度で今回のような委員会を持つということか。

会長：定期的というところをどうするか、条文にするのか運用で対応するのか、どちらが良いだろうか。

委員：定期的となるとそれは何年？となるし、期間を決めてしまうと必要な時期を逃すかもしれない。条例の改正よりは運用で対応の方が柔軟な対応ができると思う。

会長：法律改正等の必要に迫られて随時検証すること、5年程度で定期的に検証すること等を運用上で定めて、条文の改正は行わないということとしたい。

～委員一同了承～

《再審議案件》

【前文】 に対しての意見

「別紙① - 1」に基づき、事務局から内容説明

委員：それぞれ市民は自分の住んでいる地域に愛着が深く、固有名詞で特定することは避ける方が良いと思う。条例制定時この議論については記憶しているが、あえてこのような表現にしてある。

委員：法制執務の中でも議論が行われ、このような表現になったと記憶している。

会長：議会としてはどういう考えなのか。現在審議をお願いしている第6条と第7条の回答に合わせて、この前文の考え方を聞かせてもらってはどうか。

事務局：議会からの回答で、第6条と第7条の回答以外にも意見が寄せられるかもしれない。その場合はあらためて審議をお願いすることになるかもしれない。

会長：審議会としても特に反対というわけでもないので、議会からの回答を待つことにしたいと思う。

～委員一同了承～

【市民の定義付け】 の関する意見について

「別紙① - 2」に基づき、事務局から内容説明

会長：住民以外を市民としてとらえているところがこの条例の大切な要素だと言える。有権者の信託だけに答えるわけではない。在勤者、関係人口、子どもたちの信託に答えていくのも議員の責務ではないかと思う。住民投票の部分は市民投票とせず住民投票としている。住民と市民は使い分けられていると理解する。

委員：私もそのように思う。観光客の方や一時滞在の方の意見も聞かないといけない。

会長：外国籍の方には参政権は無いが、無視して考えていいわけではない。細かく考

えると難しいが、正しい理解を広める機会を行政としては考えていかないといけない。

会長：本日の審議については以上としたい。

【これまでの経過と今後の流れ】について

「朝来市自治基本条例審議会スケジュール（これまでの経過と今後の流れ）【R4. 11. 29 時点】」に基づき、事務局から内容説明

5 閉会

- ・次回は令和5年1月20日（金）に開催する。

～雑賀委員により閉会あいさつ～